

公害防止協定の細目的事項
説明資料

緊急時の廃棄物受入の規定
～災害廃棄物受入時の例外規定～

前回の説明資料 緊急時の廃棄物受入の規定

・（緊急時等の受入）

事業団は、第〇条から〇条までの規定にかかわらず、天災その他やむを得ない事由により廃棄物を埋立処分しなければならないときは、市と協議の上、受け入れることができるものとする。

災害廃棄物等の受け入れについて、例外規定を定めるもの

市と協議の上、受け入れ可

<適用除外の対象とする規定>

- ①廃棄物の受入基準
- ②受入廃棄物の事前審査等
- ③営業日及び受付時間等
- ④搬入車両規制
- ⑤廃棄物の搬入管理

緊急時の廃棄物受入の規定

・（緊急時等の受入）

第7条 事業団は、第2条から前条までの規定にかかわらず、天災その他やむを得ない事由により廃棄物を埋立処分しなければならないときは、市と協議の上、受け入れることができるものとする。

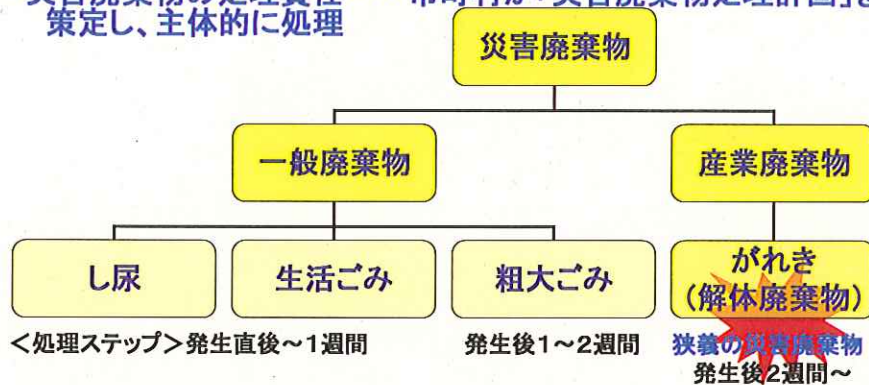
- ・ 受入を想定している廃棄物は、災害廃棄物である。
- ・ 自然災害等により短期間に大量に発生する災害廃棄物については、被災地域の復旧・復興に向け早期に処理する必要があり、受入に当たっては、必ずしも平常時の廃棄物受入基準や搬入管理規定を満足できない状況も想定される。
- ・ このため、災害廃棄物の受入に当たって、廃棄物処理の緊急性と環境への配慮との兼ね合いを勘案する中で、市と協議の上、廃棄物の受入等に関する規定（第2条～第6条）の一部について緩和できる規定を設けるもの。

災害廃棄物とは

災害廃棄物とは……地震や洪水等の災害に伴い、緊急に処理する必要が生じた廃棄物の総称。

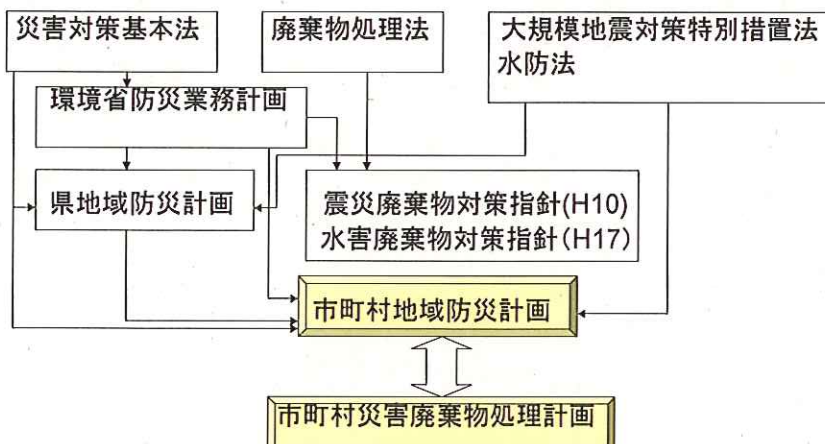
狭義には、被災建物の解体撤去に伴って発生する、コンクリート塊、木くず、金属くず、廃プラスチック等の混合廃棄物である『がれき』をいう。

・災害廃棄物の処理責任……市町村が「災害廃棄物処理計画」を策定し、主体的に処理



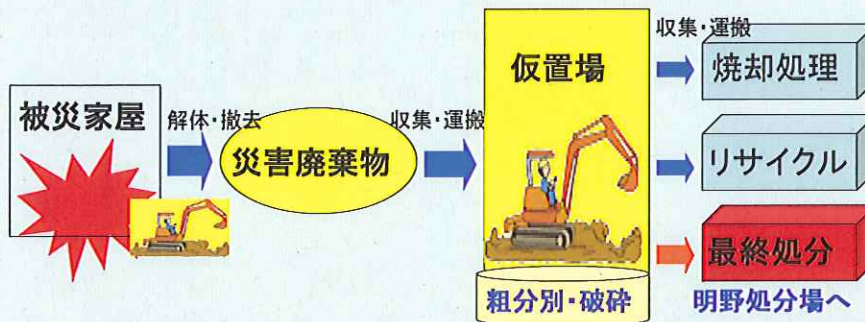
災害廃棄物処理計画の策定について

- 環境省通知により、各市町村においては、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、水害廃棄物対策指針及び震災廃棄物対策指針を踏まえ、計画的な災害廃棄物の処理が可能となるよう、予め処理計画を策定することが求められている。



災害廃棄物処理事業の流れ

市町村の災害廃棄物処理計画に基づき実施



緊急受入時の緩和措置の具体的な内容

緊急時の受入の前提条件

- ・受入廃棄物の種類は不変・協定のとおり産廃12種類、一廃1種類
- ・受入廃棄物は狭義の災害廃棄物のみ・がれき(解体廃棄物)のみ
- ・基本的に中間処理(粗分別・破碎を含む)を行った後の処理残渣を受入
- ・アスベスト廃棄物の受入は平常時と同様の取扱いとし、緩和措置はしない

| 関係する条項 | | 想定される緩和内容 |
|--------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2条 | 廃棄物の受入基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・がれき(解体廃棄物:建設系混合廃棄物)の受入基準の緩和(最大径) ・アスベスト廃棄物の規制緩和はしない |
| 第3条 | 受入廃棄物の事前審査等 | 委託契約申込書の省略(市町村の指定業者リスト) |
| 第4条 | 営業日及び受付時間等 | 休業日、昼休み時等での受付 |
| 第5条 | 搬入車両規制 | 搬入ルート規制緩和(市町村の仮置場からの搬入) |
| 第6条 | 廃棄物の搬入管理 | 目視検査の一部省略(市町村による仮置場での検査実施) |

参考資料

新潟県中越地震(平成16年10月) における災害廃棄物の処理状況

災害廃棄物の処理方針

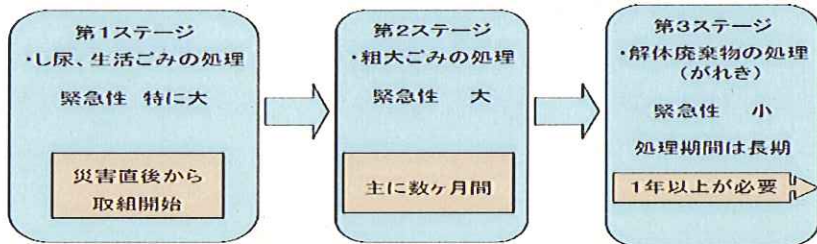
災害廃棄物の分別・リサイクルを進め減量化し、
最終的に残ったものを最終処分する。

災害に伴うものではあるが、
廃棄物の適性処理に努めることが必要
(市町村が包括的に処理することでリサイクルが可能)

※新潟県県民生活・環境部資料より

新潟県は、次のシナリオを市町村に提示し、支援

災害廃棄物処理は3つのステージ(段階)



- ・仮設トイレの設置
- ・道路上廃棄物の処理
- ・衛生の確保
- ・収集処理体制の確立

一般廃棄物

- ・家財等の粗大ごみ発生
- ・仮置き場の設置
- ・収集処理体制の確立

- ・解体家屋、がれきの処理
- ・仮置き場の確保
- ・分別・粗破砕の実施
- ・処理ルート確保

産業廃棄物

平常の処理ルートでの処理(他自治体等の支援)

焼却 資源化 最終処分

第3ステージの処理



インフラが一定程度復旧後、
市町村が作成する処理計画に基づき処理

・解体廃棄物の発生量予測

全壊・半壊家屋等の被害実態を把握
建て替え・改築の意向をアンケートなどで把握
↓
廃棄物の総発生量を予測

・一時集積場の確保

処理能力を超える廃棄物を計画的に処理
分別・中間処理の実施場所を確保

第3ステージの処理



家屋解体による災害廃棄物の処理の流れ

全壊・大規模半壊・半壊の住宅

※「罹災証明」で認定されたものを対象

市町村の体制整備・住民周知

※所有者の意志を確認

解体前
の
手
続

- ①所有者→指定業者に見積依頼
- ②所有者→市町村に計画書提出
- ③市町村→所有者に承認書

※主に建設業者（解体業）、産業廃棄物業者が実施

※市町村が業者を指定

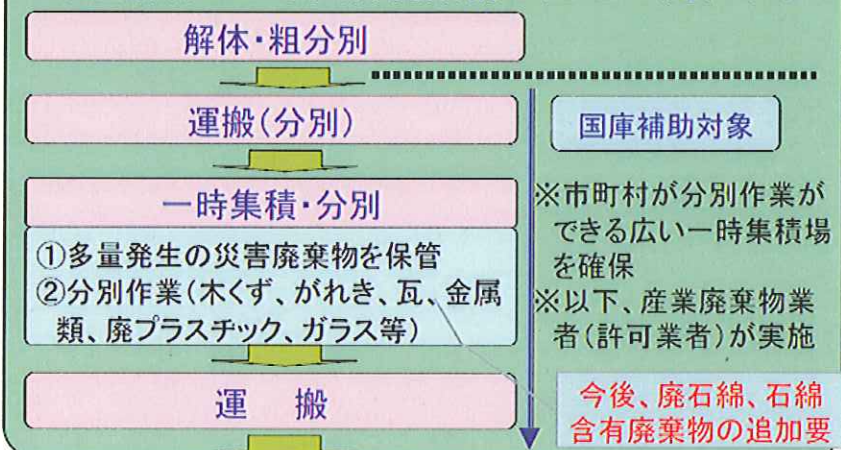
解体・粗分別

国庫補助対象外

第3ステージの処理



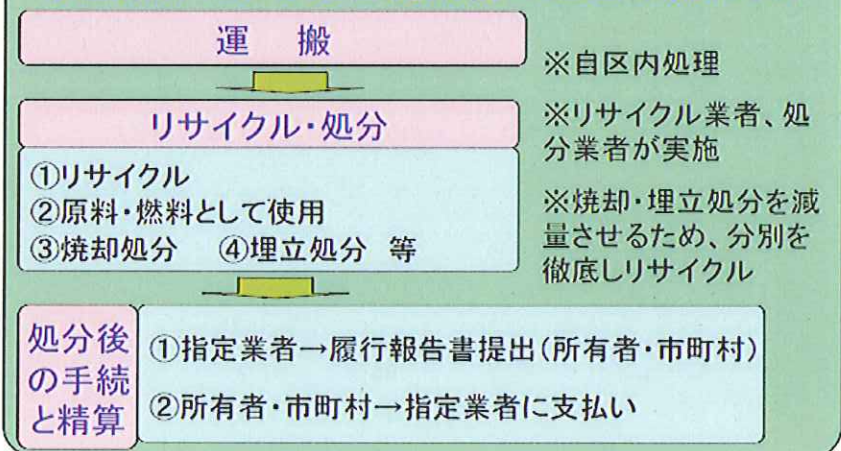
家屋解体による災害廃棄物の処理の流れ(2)



第3ステージの処理



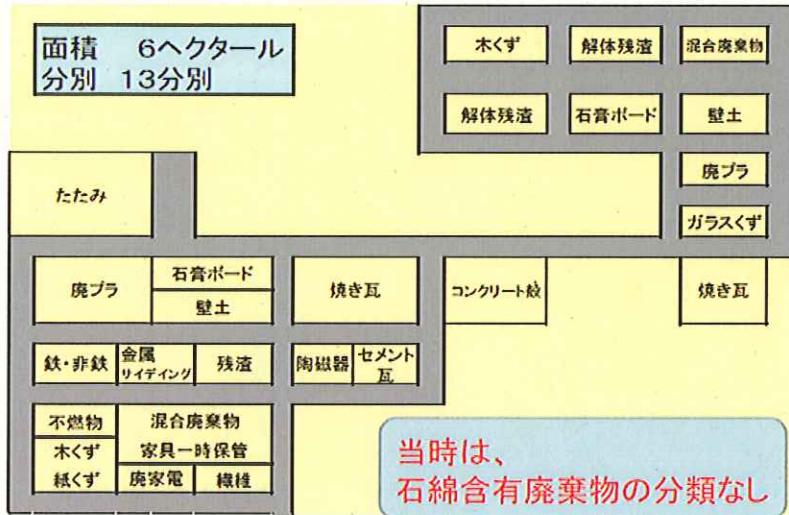
家屋解体による災害廃棄物の処理の流れ(3)



一時保管場所(長岡市)



面積 6ヘクタール
分別 13分別



一時保管場所の状況



看板で掲示して分別(小千谷市集積場)



分別されたアルミニウム(長岡市集積場)